

新潟市生活保護法施行事務監査等実施要綱

第1 監査の目的

生活保護法施行事務監査(以下「監査」という。)は、福祉事務所における生活保護法施行事務の全般について、関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善及び指導等の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係職員の職務能力の向上をはかり、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものであること。

第2 監査の意義等

- 1 監査は、法的権限に基づいて生活保護行政の運用の状況を監査するものであるが、単に監察的見地から事務の執行又は会計経理の状況を検査し、その適否を調査する等の消極的な機能に止まらず、更に生活保護行政がより効率的に運営されるよう援助・指導する積極・建設的な機能を果たすべきものであること。
- 2 監査職員は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が生活保護行政の事務全般にわたる監察・指導であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意すること。
 - (1) 指示又は回答は明確にすること。
 - (2) 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、謙譲にして、指導援助的な態度をもって監査に臨むこと。
 - (3) 権勢的又は一方的な言動を避け、努めて関係者の理解の下に積極的かつ自発的な協力が得られるよう配慮すること。

第3 監査の種類及び実施方式

1 一般監査

- (1) 一般監査は年間の計画に基づき、原則として全ての福祉事務所に対し、年1回実地に行う。
- (2) 一般監査においては、保護の決定手続及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別的援助の適否の検討(以下「ケース検討」という。)を行うものとするが、これらの取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提事項となる次に掲げる事項についても十分な検討を行う。
 - (ア) 職員の配置状況
 - (イ) 業務の進行管理等査察指導の状況
 - (ウ) 保護の決定等事務処理の状況

- (エ) 訪問調査活動の状況
 - (オ) 民生委員等との連携状況
 - (カ) 指定医療機関、社会福祉施設及びその他関係機関との連携状況
 - (キ) その他必要な事項
- (3) ケース検討においては、福祉事務所の被保護世帯類、労働力類型等を考慮のうえ、当該福祉事務所の全般的傾向が把握できるケースを選定することとし、その数は全ケース数の概ね1割を目途とすること。
- また、保護の面接相談及び保護の廃止の対応状況についても、十分な検討を行う。
- なお、前年度の監査結果等を踏まえ、特定の問題がある場合には、その問題傾向に応じてケースを選定する。

2 特別監査

一般監査のほか、必要に応じ、次のような特別監査を行うものとする。

- (1) 特定の事項に問題がある福祉事務所に対して行う特別な監査
- (2) 保護動向等に特異な傾向を示す福祉事務所に対して行う特別な監査
- (3) 監査後の状況を確認するための監査

3 特別指導監査

- (1) 厚生労働省社会・援護局長通知「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号)別添2「生活保護適正実施推進事業実施要領」に基づき、特別指導監査を実施する。
- (2) 対象とする福祉事務所は、過去の監査結果及び保護動向等を勘案し選定する。

第4 監査班の編成及び実施計画

- 1 監査班は、福祉総務課長を班長とし、生活保護指導職員及び同関係職員2人以上をもって編成し、そのうち1人は原則として係長相当職以上にある者とする。
- 2 監査実施計画は、毎年度当初に作成し、計画的に監査を実施するものとする。

監査の実施にあたっては、監査期日、監査班等の必要事項について、事前に当該福祉事務所長あて通知するものとする。
- 3 上記によるほか、セーフティネット支援対策等事業の「生活保護特別監査事業」による一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施についても積極的に取り組むものとする。

第5 監査の事前準備

監査班長及び監査班員は、福祉事務所における保護の実施状況、前年度の監査結果の問題点及びその改善状況、保護の動向、社会的諸条件等を事前に分析・検討し、他の福祉事務所との比較等により予め問題点を把握する。

第6 監査結果の指示及び措置状況の確認

- 1 監査結果については、所長等関係職員の出席を求め、実地に講評及び指示を行うものとする。

なお、講評後においては、これらの職員とともに是正改善を要する事項等の研究協議を実施することにより、その問題点の所在を明らかにするように努めるものとする。

- 2 監査の実施後において、監査班長及び監査班員は、復命会を実施し、福祉事務所に対する指示事項について検討・整理する。

また、福祉事務所に対する指示は、検討結果に基づき、改善を必要とする事項に止まらず、具体的な改善方策を含め文書により監査後2か月以内に通知するものとする。

- 3 監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求めるものとする。また、必要に応じ監査職員を派遣してその改善状況を確認するものとする。

- 4 指導台帳の整備

福祉事務所に対する指導監査の実効性及び継続性を確保するために「生活保護法施行事務監査指導台帳」を整備する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。